

社援発 0331 第 23 号  
令和 8 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「被保護者健康管理支援事業の手引き（第2版）」について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 8 に規定する被保護者健康管理支援事業については、『被保護者健康管理支援事業の手引き（令和 2 年 8 月改定）』の送付について」（令和 2 年 8 月 21 日 厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室事務連絡）を参考にしながら、着実に実施いただいているところである。

今般、「医療扶助等における都道府県による援助等の推進に向けた調査研究事業」（令和 7 年度社会福祉推進事業）や「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」の「中間的な整理」（令和 7 年 12 月 17 日取りまとめ）を踏まえ、別紙のとおり、「被保護者健康管理支援事業の手引き（第 2 版）」（以下「手引き（第 2 版）」という。）を作成したので、御了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

なお、手引き（第 2 版）に基づく取組は、令和 12 年度から「本格実施（必須の取組）」とし、それまでの間は、本格実施に向けた「準備期間（任意の取組）」として位置づける。具体的には、令和 11 年度までは、従来の「被保護者健康管理支援事業の手引き（令和 2 年 8 月改定）」を参考にした取組を継続して差し支えない。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

【手引き（第 2 版）における主な見直し内容】

- ・ 事業の枠組みを標準化（PDCA サイクル、評価指標等）
- ・ 個別の保健事業に「3つの柱」を設定し、多様な「取組例」を提示
- ・ 衛生主管部局・データヘルス計画所管部局等との連携に関する記載を具体化